外部有識者のコメント

○事業の課題や問題点

- ・施設整備費補助金は必要だが、施設を丁寧に使うことによるコスト節約もあるので、そ の実態把握が必要。
- ・要望額が多いことから、その優先順位が大事である。真に必要な施設にお金をどのよう に回すのかという議論が不足している。
- ・地域におけるニーズを把握できているのか(障害の種類・障害の等級・自立の意向・家 族の意向・医療的ケアの必要性)、それに応じた予算配分になっているのかどうか、とい う点が成果指標になっておらず、予算の「執行率(が高いこと)」が基準になっている。
- ・施設整備事業において真に必要な整備なのか、財源が限られていれば、優先順位をつけて配布する必要がある。あるいは、入り口の査定を狭めることも考えられる。トレードオフが存在しない点に問題があり、真の必要性から外れたモラルハザードを防ぐ仕組みが必要ではないか。
- ・都道府県等の決定プロセス過程にある程度のバラつきがあり、(自立支援)協議会の設置、障害福祉計画の策定変更に対する関与とも努力義務となっていることから、施設利用者である障害者のニーズ・評価を反映することが制度的に担保されていない。
- 予算が限られるなかで意思決定の透明性を高める必要性がある。
- ・障害福祉施設のニーズが増えていることは理解できるが、地域での具体的なニーズに合わせるための実態調査は、ヒアリングベースで把握しているのだろうか。具体的なニーズを踏まえてサービスの質を確保できるような施設整備になるような補助になることが望ましいが、そのための統一基準などを、可能な限り地域的なニーズを反映したような形で作るための実地調査を全国的にできる限り行う必要があるのではないか。
- ・本事業は、都道府県等による事業の決定段階で、客観的事業決定プロセスを踏み、決定 の根拠が提示されることが望ましい。
- なお、本事業は、複数の類型の者(障害者、生活保護法の被保護者、売春防止法上の施設利用者)が利用する施設に関するものであるが、基準の設定方法によっては、これらの施設利用者間で有利・不利が生ずる可能性がある。
- この点、たとえば、事業対象施設の決定プロセスにおいては、審議会での審査を経ることとしている場合があると思われるが、その構成メンバーに当事者が入る場合、こうした当時者を出せる(出しやすい)施設利用者とそうでない利用者が生じるおそれがないか。この結果、前者の意見が通りやすくなるとすれば、必ずしも公平な決定プロセスとはいえない。意見表明の容易さと施設の必要性とが連関しているとはいえないように思われるためである。したがって、(外部有識者等ではない)当事者の意見の徴収については、かりにこれを何らかの評価対象とする場合には、慎重な扱いを要しよう。

○改善の手法や事業見直しの方向性

- ・施設を丁寧に使い長寿命化をして、節約するインセンティブを、補助金申請に入れ込む べき。
- 要望額が多い場合、自己負担額を引き上げて、節約したお金を、別の施設に回すという案 も考えられる。多様な制度設計で、現在の制度が最も適切かを検討すべき。
- ・耐震化などの施設面でのニーズと、地域の(障碍者の増加に伴う)ニーズとがうまくマッチする案件を選定する仕組みや、設立した事業所が適切に運営される仕組みを整えるべきである。
- ・優先順位において、地域性を勘案しつつ、地域の利用な可能な資源(空き家など)をうまく使って、使わせるような仕組みが求められるのではないか。
- ・関係者のニーズを質的に的確に把握した上で優先度決定などが行なえるよう、都道府県 等の決定プロセスについて十分な検討を加える必要がある。なおあくまで事業実施の主体 は都道府県等であるため、その決定プロセスに国が直接関与することには抑制的であるべ きであり、それに関する事務負担についても過大なものとならないよう配慮する必要があ
- ・施設整備なので、地域の二一ズは障害者数等の現在だけでなく将来の見通しを踏まえたものである必要がある。例えば人口あたりの充足率のような指標をチェックして、老朽化した施設があっても将来的に需要がなくなれば均衡するので、将来的に不足する地域に配分できるようにすべきではないか。
- ・施設整備について、要望がいろいろと届いていると言うことであるが、その要望を受けての決定のプロセスについて、可能な限り、協議会の設置の方法などについて、もう少しわかりやすくした上で、実施例をよりわかりやすく提示する必要があるのではないか。
- ・決定プロセス等に注目するという見直しの方針に基本的に賛成である。 なお、上記のとおり、どのような施設利用者にとっても公平な基準となるよう、可能な限 り客観的に必要度や緊急性を図れる指標によって事業を選出できるよう工夫が必要と思わ れる。とりわけ当時者の意見表明の機会に関しては、その扱いに上記のような不公平が生 じるおそれも考えられるため、ご留意いただきたい。

〇その他(特筆すべき事項)

|障害者に限った施設整備補助金が妥当であるかどうかの検証が必要である。

個別に状況が大きく異なる障害に対する施策である以上、一律に客観的な指標を用いて効率性等を判断することが望ましくない事態が相当程度あることには十分留意する必要がある。